

令和 7 年 度

三原市雇用対策協定に基づく
事業計画

三 原 市
広 島 労 働 局

第1 趣旨

三原市（以下、「市」という。）と広島労働局（以下、「労働局」という。）は、市における雇用の促進及び労働環境の改善に連携して取り組むため、令和6年1月29日に「三原市雇用対策協定」（以下、「協定」という。）を締結した。

この協定に基づき、市、労働局及び三原公共職業安定所（以下、「ハローワーク三原」という。）は、市が行う地域活性化、雇用創出や働きやすい環境づくりに関する施策と、労働局が行う職業紹介、雇用保険、事業主指導及びその他の雇用に関する施策が密接な連携のもとに円滑かつ効果的に推進されるよう本計画を策定する。

また、各施策に対する相互の理解を深め、一体的な対策の実施により市の雇用の促進、労働環境の改善及び就労支援の強化を図る。

第2 令和7年度の主要な雇用施策

1 連携体制の強化による総合的な雇用対策の推進

（1）市と労働局との連携窓口等

市においては経済部商工振興課、労働局においては職業安定部職業安定課を雇用労働施策の連携窓口とし、就職・就労支援をはじめとする様々な雇用対策について、情報の共有化、協働体制による施策の推進を図る。

（2）雇用労働施策関連情報の提供等

労働局は、求職者支援制度及び雇用関連助成金等の雇用労働施策について、ホームページの活用やマスコミを通じた情報発信に取り組む。

また、ハローワーク三原は、市に対して雇用労働施策の情報を提供し、事業所や経済団体及び求職者に対しても、SNSの活用等により積極的に雇用労働施策の周知を図る。

市は、雇用労働施策の周知について、広報誌、ホームページ、SNS等の広報媒体を活用し、市民への分かりやすい情報提供に取り組む。

（3）協定に基づく雇用対策の推進

市、労働局及びハローワーク三原は、協定に基づく雇用対策を一体的に推進するに

あたり「三原市雇用対策協定運営協議会」を設置し、事業計画の策定、進捗状況の把握、事業評価及び改善策等の検討を行う。

2 若者への就職支援、女性の活躍推進に向けた取組

(1) 若者への就職支援

少子化や都市圏への流出により若者の減少が著しい地方都市では、地域社会の将来を担う人材の確保や育成が大きな課題となっていることから、若者への地元企業の認知度を高める取組や就職に向けた支援を実施する。

市が取り組む施策

市内企業の情報冊子を作成し、広く学生等へ提供する。

また、都市圏で開催される会社説明会に市内企業が参加しやすい枠組みを整備する。

労働局が取り組む施策

ハローワーク三原は、管内高等学校等との連携により、早期に内定が得られるよう個別に就職に向けた支援を行うことにより、市内企業とのマッチングに取り組む。

また、新規学卒者を対象とした求人の確保に努めるとともに、若者雇用促進法に基づき新規学卒者を募集する企業に対し、求人情報とともに職業能力の開発及び向上に関する状況等、幅広い情報を提供するように周知及び啓発に努める。

さらに、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況等が優良な中小企業を認定する制度（ユースエール認定制度）の普及及び当該企業の確保に努め、積極的な情報発信に取り組む。

市と労働局が連携して取り組む施策

市が会社説明会等を開催する際は、ハローワーク三原は必要に応じて職員の派遣等を行う。

ハローワーク三原は、未就労や再チャレンジを目指す若者への情報提供等の場を設ける。市は、必要に応じて職員の派遣等を行う。

(2) 女性の活躍推進

キャリア形成のため継続して働くことのできる雇用環境や子育て世代の求職者ニーズに対応した職業相談及び求人の確保を通じ、女性が活躍できる環境の整備に取り

組む。

市が取り組む施策

子育て女性等就労支援事業におけるママワークスクールの開催や女性デジタル人材育成事業等を通じ、女性の職業能力を高めると同時に市内企業との出会いの場を提供する。また、企業を対象とした女性活躍推進に関するセミナーの開催や県が認定する女性活躍推進アドバイザーを派遣し、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定支援を行う。

労働局が取り組む施策

ハローワーク三原は、市が主催する「三原市男女共同参画審議会」に委員として参画し、女性が活躍できる職場環境整備として、仕事と子育ての両立支援等に関する事項について積極的に関与するとともに、未就業期間が長期化した求職者の自信回復及びスキルアップのため、きめ細やかな職業相談や、職業訓練のあっせん等を通じて円滑な再就職支援を実施する。

また、求人受理にあたっては子育て支援求人の確保に努める。

市と労働局が連携して取り組む施策

市及び労働局は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）の基本方針を広く周知し、事業主に対して、女性活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定、情報公表の義務などを、広報紙やホームページ、事業主への資料送付などにより周知啓発を図る。

3 高年齢者、障害者、外国人及び中高年層（就職氷河期世代を含むミドルシニア）の求職者に対する就職支援

（１）高年齢者の就職支援

少子高齢化に伴い人口減少が進む中、働く意思・能力がある高年齢者の働く場の確保と社会の支え手としての労働力確保という両者のニーズを満たすため、雇用の確保と働き続けられる社会の実現が求められている。

市が取り組む施策

高年齢者の就業機会の増大及び福祉の増進並びに高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりを推進するため、公益社団法人三原市シルバー人材センターに対し

運営及び事業の支援を行う。

さらに、高年齢者の就労的活動の場を提供できる民間企業や団体等と連携し、事業者とのマッチングを促進する仕組みを構築する。

労働局が取り組む施策

ハローワーク三原は、70 歳までの就業機会の確保等に向けた職場環境の整備を図るため、65 歳を超える定年引上げ及び継続雇用制度の導入に向けて市内企業に対する意識啓発に取り組む。

また、高年齢求職者向け求人情報誌の発行、求職者担当者制による就職支援及び求職者のニーズを踏まえた求人開拓を実施する。

市と労働局が連携して取り組む施策

市及びハローワーク三原は、高年齢者の就業機会の確保を図るため、公益社団法人広島県シルバー人材センター連合会が行う高齢者活躍人材確保育成事業の周知及び公益社団法人三原市シルバー人材センターの活用促進に取り組む。

(2) 障害者の就職支援

障害者の雇用機会の確保及び職場定着への支援等、就労を通じた地域社会への参画を促進することが重要である。

市が取り組む施策

市は、ワークリンクすみはらを活用した障害者向け求人の開拓を行うとともに、各支援機関を対象とし新たに障害者雇用に取り組もうとする企業の見学会を開催する。

労働局が取り組む施策

障害者雇用に関する優良な取組を行う中小企業を認定する制度（もにす認定制度）の周知を図り、認定の取得勧奨に努める。

また、ハローワーク三原は、障害者に対する職業相談・紹介を行うとともに、障害者合同面接会等近隣のハローワークとの連携によるガイダンス事業を強化する。

市と労働局が連携して取り組む施策

市及び労働局は、障害者雇用についての事業主や一般市民の理解を高める政策、障害者の就労のための必要な支援を連携して行う。

また、これらの連携に必要と認められる場合には、可能な範囲で情報を共有する。

市とハローワーク三原は、障害者の雇用経験やノウハウの不足により、障害者雇用

が進んでいない企業に対し、高齢・障害・求職者雇用支援機構広島障害者職業センター等の関係機関と連携し、採用の準備段階から採用後の職場定着までの支援を行う。

(3) 外国人の就職支援

三原市在住の外国籍の市民は約3,100人となっており、国籍や民族等に関わらず誰もが安心して生活でき、多様な文化の中で培われた技能を発揮できるよう外国人に対する就労支援や企業等への啓発が求められている。

市が取り組む施策

外国籍の市民が地域社会に溶け込めるような機会を提供し、必要に応じて日本語能力向上等の基礎的な支援を行う。

労働局が取り組む施策

ハローワーク三原は、ポルトガル語・スペイン語・英語の通訳員を配置して、職業相談及び職業紹介を実施するとともに、事業主に対する外国人雇用状況届出制度、外国人雇用管理指針の周知及び啓発を通じて、適正な雇用管理改善に向けた支援に取り組む。

市と労働局が連携して取り組む施策

市及びハローワーク三原は、特別な事情のある外国人に対し、市が行う生活支援等とハローワーク三原が行う就職支援等について、連携して取り組む。

(4) 中高年層（就職氷河期世代を含むミドルシニア）の求職者の就職支援

就職氷河期世代を含む中高年層は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を余儀なくされた世代であり、その中には希望する就職ができず、不本意ながら不安定な仕事に従事している、または、無業の状態である等の様々な課題に直面している者が一定数存在しており、正社員への就職や、社会参加の促進などにより、活躍の場を広げられるよう重点的な支援が求められている。

市が取り組む施策

市は、社会福祉法人三原市社会福祉協議会等と連携し、引きこもり対策等を実施し、就職氷河期世代を含む中高年層の社会参加を通じ、就労に向けた意欲を高めるよう促す。

労働局が取り組む施策

ハローワーク三原は、就職氷河期世代を含む中高年層に対するきめ細かな職業相談

を実施するとともに、各種セミナーの受講勧奨や職業訓練に関するアドバイスを行うなど、求職者ニーズを踏まえた伴奏型支援に取り組む。

市と労働局が連携して取り組む施策

市、労働局及びハローワーク三原は、希望する就職の実現や社会参加を促進し、活躍の場を広げられるよう支援する。

4 生活困窮者等の社会的自立に向けた就職支援

生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住居確保給付金受給者及び生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者の就労に向けた自立支援を推進することが求められている。

市が取り組む施策

市は、生活困窮者等のうち本人の同意が得られた者については、ハローワーク三原へ誘導するほか、社会福祉法人三原市社会福祉協議会と連携した就職支援を行う。

また、児童扶養手当現況届出会場において、子育て応援求人情報の掲示を行う。

労働局が取り組む施策

ハローワーク三原は、支援対象者に対しては、求職者担当者制によるきめ細やかな職業相談を実施し、事業主に対しては、助成金等の支援制度の周知及び活用を図る。

市と労働局が連携して取り組む施策

市及びハローワーク三原は、生活困窮者自立支援法に基づく包括的な相談支援の一環として締結した「生活保護受給者等就労自立促進事業に関する協定」に基づき、要支援者に対し、本人の適性に応じた職業紹介を実施し、就労支援を推進する。

また、児童扶養手当現況届の提出時期に合わせて、市の届出会場に、ハローワーク職員を配置し、ひとり親を含む生活困窮者等に対する就職に向けた相談業務を連携して行う。

5 U I J ターン就職の促進

三原市へ移住を希望する求職者及び都市圏等の市外に就学した学生等に対し、市内への就職を通じた移住・定住を促進することが重要な課題である。

市が取り組む施策

市は、市内企業に対し都市圏で開催される就職イベント等への参加支援を行う。

また、広島県が運営する求人情報サイト「ひろしまワークス」の活用について、周知及び啓発に努めるとともに、掲載企業等を都市圏で開催される移住フェアにおいて紹介する。

労働局が取り組む施策

ハローワーク三原は、求職者担当者制によるきめ細やかな職業相談を実施し、オンライン職業相談等の手法も活用した支援を行う。

市と労働局が連携して取り組む施策

市、労働局及びハローワーク三原は、市が実施する施策に関する情報を共有し、都市圏からのU I J ターンによる移住を促進するため、企業情報や求人情報等の提供及び移住・定住に向けた各種支援事業等の情報提供を行う。

6 人材確保等に向けた取組

三原市の生産年齢人口が、中長期的に減少していくことが予測されている中、企業の人手不足を解消するための取組が求められている。

市が取り組む施策

市は、社会福祉法人三原市社会福祉協議会を通じて、介護職員初任者研修を実施するとともに、介護職員等研修受講料助成金を活用し人材の育成に努める。

労働局が取り組む施策

ハローワーク三原は、人材不足が著しい分野（医療・福祉、建設、警備、運輸）において、潜在的求職者に対し職場見学、セミナー、管理選考会等の開催により就職支援に努め、マッチングを促進することにより人材確保に取り組む。

また、求職者に対するきめ細かな職業相談により、公共職業訓練や求職者支援訓練などを活用した職業スキルや知識の習得を促進し、人材ニーズの高い職種や成長分野へのマッチングを通じて、人材確保を支援する。

市と労働局が連携して取り組む施策

市とハローワーク三原は、各種ガイダンスや企業訪問等あらゆる機会を通じて連携し、企業の人材確保に関する取組を支援する。

また、次年度に向けての「新たな雇用促進事業(就労支援)」等人材確保における市の検討会を開催するに当たり市から要請があれば、ハローワーク三原は検討会に職員

を派遣する。

7 雇用変動、雇用調整等に対する支援

市内への企業進出などにより一定規模の求人需要が見込まれる際の人材確保需要に対応した求人者支援や、人員整理等による大量離職が発生する場合（または、発生が見込まれる場合）の雇用支援について、市、労働局及びハローワーク三原は、一体となって対応する必要がある。

市が取り組む施策

市は、産業施策による企業誘致や事業規模の拡大により、一定規模の求人需要が見込まれる場合等には、速やかにハローワーク三原と情報共有を図る。

労働局が取り組む施策

労働局及びハローワーク三原は、景気の変動や産業構造の変化など経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合の雇用調整助成金の活用や、公益財団法人産業雇用安定センター広島事務所と連携した出向等による失業なき労働移動の取組を実施し、離職が不可避である場合は、ハローワーク三原を中心にアシストハローワークを実施し、再就職のためのマッチングを支援するなど、労働者の雇用の維持に向けて取り組む。

市と労働局が連携して取り組む施策

市、労働局及びハローワーク三原は、一定規模の求人需要が発生する場合、相互に情報共有を図り、個別面接会の開催及び近隣市町を含む求職者の動向等に係るデータの提供により必要な人材の確保を図る。

また、大量離職が懸念される場合は、必要に応じて面接会及び説明会を開催する等の対応を協力して行う。

第3 本計画に基づく取組に関する数値目標

市、労働局及びハローワーク三原において進捗状況確認が可能な以下の項目において、数値を定め、本計画に基づき市、労働局及びハローワーク三原が取り組む雇用施策に係る令和7年度の目標とする。

【1 連携体制の強化による総合的な雇用対策の推進】

- ・ハローワークの職業紹介による就職件数 年度目標 1, 267 件以上
- ・求人充足数 年度目標 1, 019 件以上

【2 若者への就職支援、女性の活躍促進に向けた取組】

- ・ユースエール認定企業数 年度目標 10 以上
- ・新卒者支援に係る就職支援ナビゲーターの担当者制による就職支援を受けた者の支援件数・正社員就職率 年度目標 45 件以上・62.2 %以上
- ・生活保護受給者等就労自立促進事業における児童扶養手当受給者の支援件数・就職率 年度目標 52 件以上・69.6 %以上

【3 高年齢者、障害者、外国人及び中高年層（就職氷河期世代を含む）の求職者に対する就職支援】

- ・高年齢者就業確保措置(努力義務)を講じて70歳までの就業機会を確保している管内企業の割合 目標 31.3 %以上
- ・ハローワークの職業紹介による障害者の就職件数 年度目標 85 件以上
- ・ハローワークの職業紹介により、正社員に結びついた就職氷河期世代を含む中高年層(35歳～59歳)の不安定就労者・無業者の就職件数 年度目標 109 件以上

【4 生活困窮者等の社会的自立に向けた就職支援】

- ・生活保護受給者等就労自立促進事業における生活困窮者等(児童扶養手当受給者を除く)の支援件数・就職率 年度目標 14 件以上・69.6 %以上

【5 人材確保等に向けた取組】

- ・ハローワークの職業紹介による人材不足分野（医療・福祉、建設、警備、運輸）の就職件数 年度目標 378 件以上